

(別紙1) 仕様書

1 委託業務名

令和6年度静岡県ICT等活用による若者向け相談窓口周知事業

2 業務概要

(1) 業務内容

ア 「若者こころの悩み相談窓口」、「LINE相談」等に係る検索連動型広告の実施。
インターネット上で「自殺したい」「自殺方法」等のキーワードを検索した者に対する検索連動型広告の実施。

(ア) 実施期間は、原則として令和6年5月上旬から令和7年3月31日までとする。

(イ) 対象地域は静岡県内のみとする。

(ウ) 検索エンジンは、パソコン及びスマートフォンのGoogleとする。

(エ) 検索キーワードについては、静岡県が指定するキーワード「自殺したい」「自殺方法」「悩み相談」「LINE相談」とするが、インプレッション数、クリック数によっては静岡県と協議の上、追加する。

●ランディングページとする「静岡県うちあけダイヤル」の掲載内容

名称	相談対応日時	電話番号
若者こころの悩み相談	24時間、365日	0800-200-2326
LINE相談	令和6年4月～令和7年3月 平日：14時～22時 土日祝日：14時～21時	—
24時間子供SOSダイヤル	24時間対応	0120-0-78310

(オ) 検索キーワードごとのインプレッション数、クリック数を翌月10日までに報告すること。

(カ) 原則として、各広告媒体で毎月以下のインプレッション数及びクリック数を最低限の達成回数として設定する。

インプレッション数=1,000回、クリック数=30回

(キ) 上記に係る費用は初期設定費、広告費、実績報告費を含めて100万円程度（消費税及び地方消費税を含む）とする。

イ LINE相談等の周知

LINE相談等の実施について効果的な周知を行う。

(ア) 周知用のチラシは、名称も含めて学生に親しみやすいものとする。

(イ) 作成枚数は、県内高校用に10万5,000枚、中学校用に11万枚とする。

(ウ) 配布先は、県内高校174校、ほか市町教育委員会等50か所程度とする。

(エ) 配布回数は、1回とする。

(オ) ランディングページは、静岡県と協議の上、随時更新する。

(カ) 上記に掲げる事項以外の周知を行う場合は、別途静岡県と協議の上、実施する。

(2) 業務実施にあたっての留意事項

ア 業務の細部については、別途静岡県と協議の上で決定すること。

イ 本事業実施に係る全ての成果物の著作権は静岡県に帰属すること。

3 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、故意又は過失により、障害福祉課又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の履行に際しては、静岡県の相談業務の公共性に鑑みて常に相談者の立場を考慮し、信頼を確保しなければならない。
- (4) 受託者及び職員（従事者を含む）は、業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第16条（欠格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (6) 受託者は、受託管理責任者、相談責任者及び相談員に対し、法令に基づく事業者としてのすべての義務を負うものとする。
- (7) 受託者は、本仕様書及び別に定める職務執行マニュアル等で不明な点がある場合又は疑義が生じたときは、委託者と協議してこれを定めるものとする。

4 その他留意点等

- (1) 複数の企画提案は認めない。
- (2) 提案企画は、本事業の目的及び開催方針に沿うよう留意すること。
- (3) 本企画案にかかる一切の経費（プレゼンテーションに係る経費を含む。）は提案者の負担とする。